

# 第3回盛岡市・玉山村合併協議会

## 会 議 録

盛岡市・玉山村合併協議会事務局

## 第3回盛岡市・玉山村合併協議会

日時 平成16年12月21日（火）午後2時

場所 盛岡市都南文化会館 1階小ホール

### 次 第

#### 1 開 会

#### 2 会長あいさつ

#### 3 議 事

##### (1) 報告事項

市村税等の滞納について

盛岡市・玉山村合併協議会ホームページの開設について

##### (2) 協議事項

協議第22号 地方税の取扱いについて（協定項目8）

協議第23号 国民健康保険事業の取扱いについて（協定項目20）

協議第24号 納税関係事業について（協定項目25 - 5）

協議第25号 交通対策事業について（協定項目25 - 7）

協議第26号 都市整備事業について（協定項目25 - 24）

協議第27号 上下水道事業について（協定項目25 - 25）

協議第28号 文化・芸術振興事業について（協定項目25 - 28）

協議第29号 社会教育事業について（協定項目25 - 30）

##### (3) 説明事項

新市建設計画（案）について

##### (4) その他

#### 4 閉 会

## 1 開 会

司会（沼田事務局次長） 委員の皆様全員おそろいになりましたので、ただいまから第3回盛岡市・玉山村合併協議会を開催させていただきます。

本日は、協議会委員全員ご出席となっておりますので、協議会規約第9条第1項の規定によりまして、本日の会議は成立となります。

あらかじめ皆様をお願い申し上げますけれども、会議録作成の関係から、質疑につきましては、マイクをお使いいただきますようよろしく願いいたします。また、報道関係の方々にお願い申し上げますけれども、会長あいさつまでの頭どりとさせていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。

## 2 会長あいさつ

司会 初めに、会長の谷藤裕明盛岡市長があいさつ申し上げます。

谷藤会長 一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様には、年末の公私ともにご多忙の中、本日の第3回合併協議会にご出席いただきまして心から感謝申し上げます。

本日の協議会におきましては、地方税の取扱いなど合併協定項目8項目についてご提案申し上げるものでございます。また、新市まちづくりの姿を明らかにする新市合併建設計画案につきましても、キャッチフレーズなどを前回に引き続き、ご説明し、ご協議をいただくこととなっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、本年は3月から8月までの任意合併協議会、そして11月から、次のステップとなる法定合併協議会の設置による合併協議と、この1年、委員の皆様には非常に慌ただしい1年ではなかったかと存じておるところでございます。

総務省の公表によりますと、12月8日現在、全国で579の法定協議会が設置され、1,757の市町村が限られた期限の中で合併協議を進めている状況にありますが、これは、全市町村2,979の約6割にあたります。当協議会におきましても、ともに力を合わせ、一体的に地域経営を推進するとともに、他の圏域をリードする中核都市圏として力強く発展していくための土台づくり、仕組みづくりに向け議論を積み重ねてまいりたいと存じております。そのことによりまして、1市1村のまちづくりの絆が、さらに深まってまいるものと

確信いたしているところでございます。

本日も、皆様に活発なご議論をお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

### 3 議 事

司会 それでは、ただいまから会議に入らせていただきます。

その前に資料の確認をお願いいたします。

事前に送付しております資料として、次第のつづり、そして新市建設計画（案）資料1として新市計画に盛り込む主要事業の選定についてでございます。そして、資料2、新市建設計画修正案対照表。その他に合併協定項目総括表となっております。これが事前に配付されております。また、本日配付したものとして、座席表と協議第27号 上下水道事業についての修正後というものが皆様のお席にあると思います。もしも配付漏れがございましたら、事務局にお知らせいただきたいと思います。

それでは、早速報告事項に入りたいと存じますが、会議は、協議会規約第9条第2項の規定によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長、よろしくお願いいたします。

谷藤会長 それでは、暫時、議長役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最初に会議録署名人の指名を私の方からさせていただきたいと思います。

本日の会議録署名人として、盛岡市の村田芳三委員と玉山村の竹田捷夫委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

#### (1) 報告事項

谷藤会長 それでは、議事に入らせていただきます。

最初に、報告第1号 市村税等の滞納状況について、事務局より説明をお願いします。

これは、前回の第2回協議会で玉山村の皆川委員さんからご意見があったものでございまして、これに対しまして専門部会の財政部会の方で説明をお願いします。

佐々木財政部会長 財政部会の佐々木でございます。

それでは、報告第1号 市村税等の滞納状況について、ご説明申し上げます。

ごらんのように、市村の滞納状況でございますけれども、平成16年度に持ち越されまし

た累積額は、盛岡市が36億7,800万円、前年度比2億円の増でございます。玉山村6,900万円、同じく2,500万円の増となっております。

市村税以外の主な項目でも、盛岡市の保育料は、金額は減っておりますけれども、件数がふえております。その他、国民健康保険税、住宅使用料等も増加しているというような状況でございます。

このようなことから、盛岡市の例でございますけれども、徴収担当課である納税課によります電話あるいは訪問催告 これは土曜日、日曜日も含んでやっております 回の回数の増、あるいは関係課と一緒にになりまして、土曜日あるいは夜間の催告に歩いているというような状況でございます。

これに加えまして、今年度からは国税OBの職員の方を迎えまして徴収催告あるいは差押えの指導をいただいておりますほか、住宅使用料、これは市営住宅でございますけれども、悪質滞納者については、裁判所への訴え等も行っているというような状況でございます。

それから、今年の秋に広報で特集号を組みまして、市の滞納状況をあからさまにといいますか、克明に市民の皆様にご報告申し上げまして、納税を呼びかけているというような状況でございます。

以上でございます。

谷藤会長 ただいま説明がありましたけれども、この件につきまして、何かご質問等がございますればいただきたいと思えます。

5年間の積み重ねというか、トータルでこの数字ではございますけれども、相当に頑張っていて、住民の皆さんのご協力も得ながら、公平な税負担のもとに、きちんと運営していかなければならないということでございます。

特にも、今お話がありました、国税の方の差し押さえの専門官に入らせていただきまして、指導をいろいろ受けているということでございますので、その辺、きちんとやらなければいけないということでございます。

この件は、実態というか、現実になんかということになって、今その改善に向けて取り組んでいるということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

それでは、続きまして、報告第2号 協議会のホームページの開設について、事務局から説明願います。

藤原事務局次長 それでは、私の方からご説明させていただきます。

お手元の資料の2ページをお願いいたします。

報告第2号 協議会ホームページの開設についてでございます。これにつきましては、第1回協議会の予算の中でホームページ作成委託料を認めていただきましたので、12月20日にホームページを開設したところでございます。これによりまして、合併協議の状況につきまして、協議会だよりの発行と同様に、合併協議会の協議結果あるいは経過について、できるだけ速やかに住民の方々に情報提供することが可能になりましたので、これをぜひ委員の皆様方もご活用いただければと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

谷藤会長 報告第2号の協議会ホームページの開設についてですが、この件につきまして、ご質問ございましたらいただきたいと思います。

よろしいでしょうか。このようなことで12月20日に開設したということで、今後、できるだけ多くの住民の方々にごらんいただけるような形に、さらになっていくということにつながっていくと思っております。

それでは、報告ということでございますので、ご了承いただきたいと思います。

## (2) 協議事項

谷藤会長 それでは、次に、協議事項に移らせていただきます。

まず、協議第22号 地方税の取扱いについて、事務局より説明願います。

藤原事務局次長 それでは、お手元の3ページをお願いいたします。

地方税の取扱いについて、次のとおり提案するものでございます。

地方税については、2市村で取扱いが同じものについては現行どおりとし、差異のあるものについては次のとおりとする。

1、市村民税については、法人税割を合併年度及びこれに続く5年度は不均一課税とし、その後、盛岡市の例により統合する。普通徴収納期及び減免規定については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に、盛岡市の例により統合する。

2、固定資産税の納期及び減免規定については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により統合する。

3、都市計画税は、玉山村については、合併年度及びこれに続く5年度は課税しないものとし、その後、盛岡市の例により再編する。

4、軽自動車税については、納期及び減免規定は、合併時は現行どおりとし、合併翌年

度に盛岡市の例により統合する。標識弁償金は、合併時に盛岡市の例により統合する。

5、鉱産税については、合併時に廃止する。

6、入湯税については、減免規定は合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により統合する。

7、国民健康保険税については、合併年度及びこれに続く5年度は不均一課税とし、この期間に段階的に税率を調整する。軽減措置については、盛岡市の課税割合の平準化を行い、合併時までには玉山村の適用割合に統一する。減免規定については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に、盛岡市の例により統合する。

以上が提案内容でございます。

4ページの資料をごらんいただきたいと思います。

この取扱いでございますが、基本的な考え方として、税率と差異のないものについては現行どおりとする。それから、納期とか減免の事由とか、そういった若干差異のあるものもございまして、これについては市の制度を適用する。それから、税率等が異なる場合は市の方の税率に合わせるようになりますが、適用時期については、合併時及びこれに続く5年度に限り課税はしない、あるいは不均一の課税をするというような、合併特例法第10条の規定を適用するというような考え方で調整いたしたところでございます。

まず、市村民税でございますが、個人税率につきましては均等割。同じ額でございますし、所得割も同じということで現行どおり。それから、法人税割ですが、法人税割の方の税率が、盛岡市が14.7%、玉山村が12.3%ということで異なっておりますので、不均一課税を適用するという考え方になります。納期については、第4期が市村で異なりますので、市の例により統合する。それから、減免規定でございますが、基本的に同じですが、一部、風水害、火災など災害による財産の損失を受けたものも、市の方では対象にしている状況でございます。

それから、固定資産税でございますが、税率は標準税率で同じ。納期につきましては、第1期、第3期、第4期が納期が異なっているという状況でございます。それから、減免規定でございますが、市の方の場合は、区画整理事業での従前地の使用収益ができない場合に対象にするというような関係がございますし、災害による場合も減免規定の対象になっているという状況でございます。

それから、都市計画税でございますが、制限税率は0.3%でございますが、市の方では、0.2%の税率で課税している状況でございます。一方、玉山村は課税していないとい

う状況でございます。これは市街化区域に土地建物を所有している方々が対象になりまして、固定資産税と同時に納めていただくというような制度になっておりまして、合併年度及びこれに続く5年度は課税しないという方向でございます。

軽自動車税ですが、これは税率が同じでございますので、現行どおり。納期については若干異なっておりますが、市の例とさせていただくという方向でございます。

6ページでございますが、減免規定は若干異なりますが、市の例。それから、標識弁償金、いわゆるナンバープレートの再交付でございますが、これは、若干市の方が安い関係もございますが、市の方の例により統合するということでございます。

それから、市村たばこ税は現行どおり。一定税率でございますので、そのとおり。

それから、鉱産税でございますが、いわゆる鉱物を採取する業者に対する課税ということですが、これは、玉山村は条例で制度がありますが、課税の実績がない状況でございますので、今回の合併を機に廃止するということでご提案申し上げるものでございます。

特別土地保有税については、平成15年度から新たな課税は停止という税制改正になっておりますので、現行どおり。

入湯税でございますが、これは、法定の目的税で、両市村同じということで現行どおり。ただ、減免規定に若干の相違と申しますか、市の場合、修学旅行の学生、児童生徒以外に統導者も対象になっているという状況がございます。

次に、7ページ、国民健康保険税でございます。これも法定の目的税でございますが、基本的には、この税率というのは、その年度の医療費給付の総額を見込み、税率を定めるということになっております。両市村とも所得割、資産割、いわゆる応能割合、それから均等割、平等割、いわゆる応益割ですが、それぞれ異なった税率になっておりますので、合併年度及びこれに続く5カ年は不均一課税という調整方向でございます。

ただ、盛岡市の方は、合併時までには課税割合の平準化を行う。そして、玉山村の適用割合に統一するという方向でございます。これに関係してくるものは軽減措置です。保険料の軽減措置が、所得により盛岡市は6割、4割の軽減、玉山村は7割、5割、2割の軽減という状況でございます。これを課税割合の平準化を行うことによって、この軽減措置を玉山村の割合に一本化しようという考え方でございます。

それから、減免規定でございますが、これにつきましても、災害による減免、それから、失職などでの所得減少による減免ということ、それぞれ規定がございますが、若干盛岡市の方が対象が広いという状況でございます。

地方税の取扱いは以上でございます。よろしくお願ひいたします。

谷藤会長 ただいま協議第22号 地方税の取扱いについて説明がありましたが、この件につきまして、ご質問、ご意見がありますればお願ひいたしたいと思ひます。

竹田（捷）委員 玉山村の竹田です。

質問というより確認させていただきたいんですけれども、調整方向のところなんです、調整方向の中で、「合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により統合する」というように文言が出ているわけなんです、翌年度という意味合ひは、平成18年度ととってよろしいでしょうか。その辺をお聞ひしたいと思ひます。

藤原事務局次長 合併の時期が平成18年1月10日ということでございますので、翌年度というのは平成18年4月からとなりますので、委員さんのお考えのとおりでございます。

竹田（捷）委員 もう一度確認させてもらいますけれども、ということは、合併するとすれば平成18年1月10日が期日になっているわけなんです、この現行どおりというのは、3カ月という意味合ひでとってよろしいでしょうか。

藤原事務局次長 合併年度及びこれに続く5年度ということですが、平成18年1月10日は平成17年度になりますよね。それで、これに続く5年度ですから、翌年度は平成18年4月からになります。17年度は3カ月だけということになります。

竹田（捷）委員 すみません、何回も。「合併時は現行どおりとし」と、ここの意味合ひのところ、合併時ということは、平成18年1月から3月までですよね。翌年度から、例えば、5年間とかではなくて、「翌年度」という意味合ひは、例えば「盛岡市の例により統合する」となっている文言があるわけですので、そうすれば、3カ月間は現行どおりで、結局、平成18年4月からはそういうように規定が変わるよということととっていいわけですね。その辺の確認です。

藤原事務局次長 そのとおりです。

翌年度という意味は、平成18年4月から変わるということになります。よろしいでしょうか。

谷藤会長 よろしいでしょうか。

たびたびそういう項目がありますので、確認いただきました。ありがとうございます。いずれ、翌年度というのは、平成18年4月以降ということでございます。

他にございますでしょうか。それぞれ新たな税が加わるという部分もあるということですし、それから、5年間据え置いた後にという部分もございますけれども。

他によろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

谷藤会長 それでは、それぞれご確認いただきましてありがとうございました。特にな  
いようでございますので、協議第22号につきましては、原案のとおり承認することとして  
よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 ありがとうございます。

それでは、協議第23号 国民健康保険事業の取扱いについて、事務局より説明願いま  
す。

藤原事務局次長 それでは、お手元の資料の8ページをお願いいたします。

協議第23号でございます。国民健康保険事業の取扱いについて、次のとおり提案を申し  
上げるものでございます。

1、保険証の発行については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に年1回、8月更  
新に統一する。

2、給付については、出産費は現行どおりとし、葬祭費は合併時は現行どおりとし、合  
併翌年度に盛岡市の例により統合する。

3、高額療養費貸付制度については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の  
例により統合する。

4、出産費貸付制度については、現行どおりとする。

5、人間ドック助成については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に再編する。

以上の内容でご提案を申し上げます。

9ページをお願いいたします。

この関係の資料でございますが、国民健康保険事業。保険証の発行、被保険者の方々に  
対する保険証の発行は、盛岡市、玉山村とも世帯に対して保険証を交付しているという状  
況でございますが、それぞれ8月更新、10月更新ということで更新の時期が異なっている  
という状況でございます。

それから、給付でございますが、出産費は両市村とも同じ、葬祭費については支給額が  
異なっているという状況でございますが、市に合わせるという考え方になります。

それから、高額療養費貸付制度というものでございますが、これは、1月に医療機関に  
支払う医療費、自己負担分でございますが、これが一定限度額をオーバーした場合に、盛

岡市は超えた分の9割、玉山村は8割を貸し付けする制度ということでございます。一般家庭の場合は、限度額7万2,300円ということになっております。

それから、出産費資金貸付制度ということで、これは、出産時の経済的負担の軽減を図るということで、出産一時金30万円の8割を貸し付ける制度ということでございますが、両市村とも同じ制度になっております。

それから、人間ドックの助成ですが、1日ドックは両市村ともありますし、1泊2日、これは市の方の制度にございます。これは、合併時は現行どおりとし、合併翌年度、平成18年4月以降再編する。4月から平成19年3月までの間、平成18年度に再編するという方向でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

谷藤会長 ただいま協議第23号について説明がありましたが、この件につきまして、皆さんからご意見、ご質問をいただきたいと思っております。

本山委員 玉山村の本山ですけれども、この人間ドックの関係についてお伺いしますが、異なっている数字が市村にあるわけでございますが、これを再編すると文言がなっておりますが、計画としてはどのような形の中で再編していくのか、その内容についてお伺いしたいと思います。

照井住民生活部会長 住民生活部会の照井でございます。

ただいまの人間ドックの調整方向でございますけれども、これにつきましては、私どもと玉山村の方では手法といいますか、内容がちょっと違っているのと、ドックの助成分が変わっているのとありまして、内容については、盛岡市は委託の方法で、かかった方には市から委託料分として医療機関に支払う方法をとっておりますし、玉山村の方は、最初に払って、後で償還という形の方法をとられていると伺っております。

それから、価格の問題もございますが、1つは、先ほどの地方税の方のお話の中で、国保税の調整も今やっていますけれども、その中で、私どもの方は今、平準化の問題で取り組んでいるわけでございますので、それと、もう一つは医療費の高騰等に伴いまして税率の見直しも今やろうとしているところでございます。その関係もありまして、それらと加えながら、ちょっと時間をちょうだいして内容を調整したいという方向でございます。できれば、ドックの方も价格的には玉山村の方に合わせたいと思っておりますが、そのところはまだ具体的に調整が、先ほどの話の中で、どういう方法がいいか今やっていますので、1年時間をちょうだいたいという意味でございます。

以上でございます。

谷藤会長 今まだ調整中ということでございまして、合併時は現行のとおり進める、そして、平成18年4月から1年間かけていろいろ協議をしながらこれを決定していくというようなことのようにございます。今の時点では、国保の関係を含めて調整部分があるようございますので、まだ確定的なところではないようです。

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

谷藤会長 それでは、まだ確定していない部分もございましてけれども、基本的な考え方としては、先ほど申し上げたことで、1年間かけてどういう方向がいいのかを議論していくということになっていきます。

それでは、協議第23号の国民健康保険事業の取扱いについて、原案のとおりご承認いただくこととしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、協議第24号 納税関係事業について、事務局から説明願います。

藤原事務局次長 お手元の資料の10ページをお願いいたします。

協議第24号 納税関係事業についてでございます。次のとおり提案するものでございます。

1、納税貯蓄組合については、補助金は、合併時に盛岡市の例により統合することとし、納税連絡員は、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に制度を廃止する。

2、納税貯蓄組合連合会については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により統合することとし、補助金は、県補助金の額及び連合会の事業内容に応じて交付する。

3、口座振替については、合併時に2市村が指定している取扱金融機関すべてで取扱いが可能となるように指定する。申請方法、振替期日は、現行どおりとする。

4、督促手数料については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に玉山村の例により統合する。

という内容でご提案申し上げるものでございます。

この資料についてご説明いたします。11ページをお願いいたします。

納税貯蓄組合についてでございますが、組合数、盛岡市73組合、玉山村27組合という状況でございます。加入世帯、組合長、補助金ということで、ここに書いているとおりでございますが、補助金につきましては、単位組合への補助金額が異なっているということで、基本額は、市が1組合2万円ということで一律でございますが、玉山村は組合の人数に応じまして補助金が異なる。それから、人数割も、市の場合、1人600円、玉山村は1,000円というようなことで定めております。水準的には市の方が有利のような試算にはなっております。

それから、納税貯蓄組合連合会の関係でございますが、連合会補助金・交付金は、市は作文募集事業にいわゆる事業補助を行っております。玉山村の方は運営費補助ということでそれぞれ異なっております。これについての調整ですが、合併時は現行どおりということで、平成18年3月までは現行どおり、平成18年4月以降、市の例により統合するという方向でございます。

それから、12ページでございますが、口座振替、取扱金融機関の関係ですが、それぞれ取扱金融機関を指定しておりますが、異なっている金融機関もございます。合併後も身近な金融機関で住民の方々が振り込みができる、サービスが低下しないようにということで、両市村が指定している取扱機関すべてで取り扱いが可能になるような調整方向にしております。

それから、督促手数料の関係でございますが、これについては、50円、100円ということで異なっておりますので、これは、合併翌年度に玉山村の例によって統合させていただくという方向でございます。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

谷藤会長 ただいま協議第24号の納税関係事業について説明がありましたが、この件につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思っております。

この件につきましては特にございませんか。それぞれ異なっているものもございませうけれども、それぞれ改正をしながら新しい体制で臨むという部分もございませうが、よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

谷藤会長 それでは、ご了承いただいたものとさせていただきます。

続きまして、協議第25号 交通対策事業について、事務局から説明願います。

藤原事務局次長 13ページをお願いいたします。

交通対策事業の取扱いについて、次のとおりご提案を申し上げます。

- 1、総合交通に係る負担金、補助金については、現行どおりとする。
- 2、審議会等については、合併時に盛岡市の例により統合・再編する。
- 3、交通指導員については、合併時に盛岡市の例により統合する。
- 4、交通安全協会、交通安全母の会等交通安全組織については、現行どおりとする。
- 5、県民交通災害共済については、現行どおりとする。

以上の内容でご提案を申し上げます。

資料のご説明をいたします。14ページをお願いいたします。

交通対策事業の鉄道の関係でございますが、盛岡市、玉山村とも、並行在来線の関係で I G R いわて銀河鉄道利用促進協議会の構成メンバーの一員となっております。この I G R の鉄道経営安定化積立基金についても、利用促進、経営強化の支援をともにやっているという状況でございます。それから、花輪線の花輪線整備促進期成同盟会、これも同じ構成メンバーとして支援している、活動しているという状況でございます。

それから、総合交通のバスの関係でございますが、いわゆる住民の方々の足の確保ということで、バス路線の維持、赤字路線、不採算路線に対する補助ということで、国の生活交通路線維持費補助金がございます。それから、県の方の広域生活路線維持費補助金、それぞれございます。これについては、両市村とも、それぞれ国の補助、それから県の補助によって路線があり、同じ制度でありますので、合併後も引き継ぎまして足を確保する取り組みをするということになります。それから、バス運営協議会の関係ですが、両市村とも制度がございます。バス事業者と協議して、運行ルートとか、ダイヤの利便性の向上というようなこと協議する審議会でございますが、これは市の例により統合するという方向でございます。

それから、15ページでございますが、交通指導員。定数の関係、市の方は定数がないということですが、現員152名、玉山村は定数15名で現員も同じということでございます。ただ、任期、報酬の支給方法が異なっているという状況でございます。報酬は、市の場合は、出勤1日当たり1,500円ということで1日2回が限度、玉山村の方は年額報酬という状況でございます。交通指導員の身分はそのまま新市に引き継ぐということでございますが、任期、報酬は市の例により統合するという方向でございます。

16ページ、交通安全協会でございます。盛岡市の場合は盛岡交通安全協会、これは旧盛岡市域、それから紫波交通安全協会、旧都南村域でございますが、それぞれ2つございま

す。玉山村の場合は交通安全協会ということでございますが、この団体は、盛岡市東警察署、西警察署、あるいは紫波警察署の所管区域と関係しており、行政区域と所管区域が異なりますので、制度は異なりますが、現行どおりという方向でございます。

17ページ、同じように交通安全母の会も、この団体の所管区域というのは所管警察の管轄区域と同じになっておりますので、現行どおりの方向となります。

それから、県民交通災害共済でございますが、これは、岩手県市町村総合事務組合という一部事務組合に全市町村加入しておりますが、共済の事務は県内の市町村にそれぞれ委託して事務を実施しているということで、現行どおりという方向でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

谷藤会長 ただいまは協議第25号 交通対策事業について説明がありました。皆様方からご質問、ご意見をいただきたいと思っております。

工藤（定）委員 玉山村の工藤です。

盛岡市の交通指導員の関係ですけれども、定数なしというのは、どういう意味から定数なしにしておられるのか。ある程度、定数があつた方が私にすればよろしいのかなと思っておりますけれども、そこをちょっとお聞きしたいと思っております。

泉山事務局長 それでは、企画部会の方からお答え申し上げますが、定数なしとしておりますのは、盛岡市の場合には小中学校、特に小学校の方の朝の街頭指導ということでやっております。地域的にもちょっとばらつきがあります。うまく交通指導員を見つけれるところと、そうでないところとあつたりしまして、必ずしもきちんと必要数が今まだ満たされているという状況でもないで、特に定数の方については決まりはございません。ただ、実態といたしますと、小学校の中でも、もうちょっと交通指導員の指導によって児童の交通安全を図りたいという場所等もございまして、そういう意味では、不足している部分についてはもう少し充実を図ることも必要かと思っておりますけれども、現時点でなかなか見つからないということなどもありまして現員の152名になっておりますが、実態といたしますと、もう少し欲しいという小学校もあります。

以上でございます。

工藤（定）委員 わかりましたけれども、それは地域とかの関係で、定数とかとは関係ないことでしょうか。もう少し欲しいなら、160人なり170人に定数は定めて、各地域で、やってもいいよという人があつたらお世話になればいいわけで、何もこっちだ、あっちだということはないと思うんです。必要な数がどれぐらいなのか、いろいろあると思っております。

最低、例えば150名でもたくさんだとか、あと50名欲しいとかは、しゃにむにその地区にいらなくても、よその地区で、やってもいいよという方がおられたらお願いすればいいことで、それはまた別問題でしょう。

泉山事務局長 今お話し申し上げたのは、小学校か何かで、やはり朝の交通指導ということになりますと、とりわけその地区に近い方にそういうことをお願いするのが、便宜上、一番いいかなと思っております、そういう意味では、実態としては、やはり各学校区においてちょっとばらつきがありますのでというお話を申し上げたところでございます。

お話のとおり、頭から、例えば160とか170名という決め方もあるわけですが、当初の経緯は定かではございませんが、やはりもう少し人の必要なところもあるということもあってかと思いますが、若干流動的な、定数なしのやり方で推移しているということでございます。

ただ、実際、玉山村のように定数をきちんと決めて、組織をきちりするということの必要性もあろうかと思っておりますので、当然、盛岡地区の交通指導員さん方の集まりもありますので、そういうところでもいろいろそれぞれの隊長さんなり役員さんのお話し合いもちょっとやらせていただいて、その実態を見ながら、今お話のとおりきちんと決めた方がいいということであれば、ちょっとまた、そのあたりは考えさせていただこうかと思っております。いずれ、そういう交通指導員さん同士のお話し合いもお聞きしながら進めてまいりたいと思っております。

谷藤会長 いずれ、はっきりした定数になっておりませんが、少し指導員さんの数を確保したいという部分もございまして、今後、課題にはなっていくことだろうと思っております。そしてまた、行政としても、最低でもこれぐらいの方々は確保しておきたいという部分がその話し合いの中できつと出てくると思っておりますので、もう少しお時間をいただきたいと思っております。

他にございますでしょうか。

それでは、協議第25号 交通対策事業につきましては、原案のとおり承認するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、協議第26号 都市整備事業について、事務局から説明願いま

す。

藤原事務局次長 それでは、18ページをお願いいたします。

都市整備事業の取扱いについて、次のとおりご提案申し上げます。

- 1、市町村道認定基準については、合併時に盛岡市の例により統合する。
- 2、除雪については、現状を維持しながら地域事情を考慮し、合併後5年を目途に再編する。小型除雪機械等の貸出は、合併時に盛岡市の例により再編する。
- 3、放置自転車対策については、合併時に盛岡市の例により再編する。
- 4、都市計画については、区域区分による制限及び都市施設、市街地開発事業による制限は、同一制度なので現行どおりとする。地域地区等による制限及び宅地造成等工事規制区域は、合併後5年を目途に再編する。駐車場設置に係る制限は、合併時に盛岡市の例により再編する。制限に係る諸証明の手数料は、合併時に盛岡市の例により統合する。
- 5、開発行為等の許可及び建築確認については、合併時に盛岡市の例により統合する。
- 6、公営住宅の入居資格及び入居者の選考については、合併時に盛岡市の例により統合する。
- 7、都市景観の保全については、合併後5年を目途に盛岡市の要綱を基本とし、玉山村の特色も生かした新しい制度等に再編する。
- 8、住環境の保全については、合併時に盛岡市の例により再編する。
- 9、区画整理については、公共施行は同一制度なので現行どおりとする。組合・個人施行の事業認可事務は、合併時に盛岡市の例により統合することとし、補助制度は、合併後5年を目途に再編する。
- 10、市街地再開発については、同一制度なので現行どおりとする。
- 11、公園については、管理体制は合併後3年を目途に再編する。公園使用料及び公園の位置付けは、合併時に盛岡市の例により統合する。
- 12、緑化推進については、合併時に再編する。

以上の内容でご提案申し上げます。

資料のご説明をいたします。19ページをお願いします。

まず、市村道認定基準でございますが、それぞれ認定基準の要綱があるわけですが、認定の仕方について若干の違いがございます。基本的には通り抜け道路を認定することになります。市の場合は、通り抜け道路だけではなくて、行きどまりと申しますか、袋路の道路についても対象にしているということで、市の例により統合する、若干

認定の幅が広がるという形になります。

それから、除雪でございますが、それぞれ盛岡市、玉山村とも除雪計画に基づいて実施しているという状況でございます。降雪量については、両市村ともおおむね10センチ以上の場合に除雪に出動するという形になっております。そして、除雪の体制については、市は委託が主体になっております。玉山村の場合は直営が主体となっている状況でございます。そういうことで、現状を維持しながら地域の事情を考慮し、合併後5年を目途に再編する。冬場の道路の交通の確保というのは大事な項目でございますので、サービスが低下しないように、そして、効率的に実施するという考え方でございます。

参考までに申しますと、車道の除雪率ということで、平成16年の除雪計画から申しますと、市の方は、市道の除雪率でございますが、市道認定している全体の道路に占める除雪路線の割合でいいますと57.2%ということになります。ただ、実質、赤線道路とか、冬場通らない道路もでございますので、いわゆる利用している市道の生活路線から見ますと79.8%、おおむね80%の実質除雪率という状況でございます。玉山村の場合は、平成15年度実績で、村道84.2%ということで、高い除雪率になっております。

それから、20ページでございますが、放置自転車対策でございます。これは、駅前とかを中心に放置自転車禁止区域というものを指定してまいりまして、市の単独事業としてやっているわけでございますが、合併後は、市の例により再編するというところで、玉山村の方も、必要な場所については、そういった取り組みをするという調整方向でございます。

それから、都市計画の制限ですが、両市村とも同じ盛岡広域都市計画区域の一員ということで、同じ都市計画法によっているということなので、同一制度だということになります。

それから、駐車場の設置に係る制限というものがございます。これは、ある程度中心街に一定規模の大きな建物を建築する場合に、駐車場の設置義務が生じてまいりますが、これについても制度を統一するというところで、市の例により再編する。

それから、宅地造成等工事規制区域でございますが、これは市の方が、特例市の関係で市長の許可権限を持っております。いわゆる切り土とか盛り土といったものでがけ面が生じる場合に、擁壁を保護するため、宅地造成を規制するということではございません。そういったような制度でございますけれども、市の例により宅地造成工事規制区域を再編するというところで、安全な宅地の造成をするという趣旨でございます。

それから、開発行為の許可でございますが、特例市の関係で、市は許可事務を行ってお

りますので、市の例により統合するという事で、処理期間の短縮が図られると思います。

それから、21ページでございますが、建築確認。市は特定行政庁として建築主事を置いているということで、これについても市の方の制度に統一するという事で、効率的な処理が図られると考えております。

公営住宅についてでございますが、入居資格、入居者の選考、相違がある部分もありますけれども、合併時に市の例により統合する。

それから、都市景観でございますが、市は、要綱を制定して都市景観の対策をやっております。それから、県の条例でも一部適用になっているという状況がありますが、玉山村の特色も生かした新しい制度に再編して、取り組んでいくという方向でございます。

住環境の関係でございますが、これは、マンションとか、そういう建物によつての日照とか工事の騒音ですので、これについても、市の例により再編するという事で、玉山村にも区域を拡大して対応するという形になります。

それから、22ページ、23ページでございますが、これは、区画整理法の制度でございますので、基本的には同一の取り扱いになります。

組合・個人施行の関係でございますが、22ページですけれども、玉山村の方は組合施行とかで補助制度がある。市の方もあるわけでございますが、事業に対して玉山村が補助しているという制度もございまして、これは、合併後5年を目途に再編するという事で、それぞれの制度を検討しながら再編していくという方向でございます。

24ページでございますが、市街地再開発事業。これも法律によってやっているものでございますので、同一制度という状況でございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

谷藤会長 ただいま協議第26号 都市整備事業について説明があったわけでございますが、この件につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思っております。

藤原事務局次長 25ページ、公園・緑地の説明をちょっと漏らしました。大変失礼いたしました。

公園の関係ですが、管理形態でございます。それぞれ都市公園法による公園ということで、幼児公園とか、総合公園とか、それぞれ盛岡市、玉山村に公園があるわけでございます。これについては課題のところを書いてありますが、管理体制といたしまして、管理委託の基準の統一が必要になっている。盛岡市の場合は、小規模公園については、日常的な

管理として公園愛護の会という組織を設けて地元の方に委託しているという関係がございます。それから、使用料も異なっているという状況もございます。そういったことで、管理体制について、合併後3年を目途に再編する。それから、公園使用料等については、合併時に市の例により統合するという方向でございます。

それから、緑化推進でございますが、それぞれ美しいまちづくりと申しますか、潤いのあるまちづくりに取り組んでいるわけでございますけれども、市の方で、生け垣の設置補助とか、まちの木・通りの木補助、フラワーバスケット、あるいは地域町内会等、子供会等がやる場合の苗木、花苗の支援とか、そういったものの取り組みをしているということで、これについては、それぞれ両市村で利用できるような形で再編するという方向でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

谷藤会長 ただいま公園・緑地の部分も加えて説明がありましたけれども、この件につきまして、ご質問、ご意見をいただければと思います。

この件につきまして、特にございませんか。

寺口委員 玉山村の寺口と申します。

この市街地開発、区画整理という区分の中に、公共施行、あるいは組合・個人施行、あるいは機構施行、都市再生推進事業等々あるわけなんです、私は、本当に右も左も田んぼとか山の中に住んでいるわけで、全くこの市街地ということについてはわからない者でございます。したがって、面積等々見るに非常に膨大な事業計画のように見受けるわけでございますが、この施行区分の説明、そして、大ざっぱでもいいですが、これら全体を施行するにはどの程度のお金がかかるものか、その点について伺いたします。

船越都市整備部会長 都市整備部会の船越と申します。

ただいまのご質問でございますが、市街地開発の区分の中のご説明ということでございますので、大ざっぱにご説明申し上げますけれども、区画整理につきましては、この22ページの備考欄に根拠条例等と書いてあります。区画整理の場合は、土地区画整理法という法律がございます、これに基づいてすべて施行するということになります。

それで、公共施行とあります。この公共施行につきましては、各自治体が直接施行するものでございます。つまり、地権者がそれぞれあるわけですが、地権者の同意と申しますか、皆様のご協力を願って、ある区域を定めて、そして、公園の整備とか、道路の整備、建物の移転等をやります、もちろん下水道とか水道も入れながら工事する、これ

は、直接自治体がやるものが公共施行ということになります。

それから、組合・個人施行とありますが、これも土地区画整理法の中に定めておられて、組合、つまり土地を持っている方々が集まって、みずからこの事業をやるというもの。あるいは、個人は、これは2人とか、1人とかの少ない人数ですね。そういう方も、この区画整理法によってやるわけですが、みずからやるのと自治体やるの違いでございます。それで、この補助制度がこの中に、玉山村も現在たしか1カ所、組合施行でやっている箇所があるはずでございますが、これはこの法の中の組合施行に入る部分でございます。

それから、23ページに機構施行というものがございまして、これは、名称が去年の7月1日から、公団であったものが都市再生機構という法人にかわりまして、名前が変わったので、公団施行が機構施行というぐあいに変わりました。これにつきましては、もちろん都市再生機構が直接やっている工事になります。具体的には、盛岡南、いわゆる盛南地区の区画整理をやっているものでございます。

それから、24ページですが、市街地再開発というものがございまして、これも都市再開発法という法律がありまして、いわゆる町の中の、これも民間でやられる方があるわけですが、それに対しての補助制度があるということで、具体的に、盛岡駅前のルイズとか、小岩井とか、あの辺がやったところございまして、最近では、向かいのジャーランですか、そういうところがやっております。みずから、民間でやるということでございます。

それから、優良建築物等整備事業。失礼しました、先ほどのものはこの制度になります。いわゆる民間と一緒に建物を建てるというようなものについて、有利な補助が出るというものでございます。

面積ですが、今全体を把握しておりませんが、盛岡市の場合は、現在、公共施行は6地区ほどやっております。組合施行は、現在1カ所、それから終わったものもございまして、それと公団施行が1カ所というような形でやっております。地区ごとに面積が違いますので、22ページの盛岡市に施行中というところ書いてあるんですが、5地区、264.4ヘクタールと書いてあります。例えば、浅岸が40ヘクタールとか、太田地区は76ヘクタール、駅西は37~38ヘクタールだと思ったんですが、そういうぐあいにそれぞれ面積が違っております。

事業費でございますが、すみません、トータルの事業費は把握しておりませんが、それぞれ地区によって、建物がいっぱいあるとか、ないとかでかなり事業費が違って

くるんですが、全体の事業費はちょっと今ここでは、資料の持ち合わせがございませんので、後ほどお知らせしたいと思います。各地区の事業費とあわせましてですね。よろしいでしょうか。

谷藤会長 その地域でちょっと上物がどういうものがあるかによって大分違ってくると思いますけれども、これは後ほど取りまとめたものをお示しさせていただくということでもよろしいでしょうか。

その他ございますか。

それでは、特にないようでございますので、協議第26号 都市整備事業につきましては、原案のとおり承認するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 ありがとうございます。

そしてまた、先ほどの不足資料につきましては、後日そろえさせていただくということにさせていただきたいと思います。

それでは次に、協議第27号 上下水道事業について、事務局から説明願います。

藤原事務局次長 この26ページの資料につきましては、修正後の資料ということで、きょうお渡しした資料でお願いいたします。

協議第27号 上下水道事業について、次のとおりご提案申し上げるものでございます。

1、上水道事業については、料金の徴収方法等は、合併時に盛岡市の例により統合する。ただし、コンビニエンスストアでの使用料の納入は、合併後5年を目途に盛岡市の例により再編する。補助・融資制度は、合併時に盛岡市の例により再編する。

2、下水道事業については、料金の徴収方法等は、合併時に盛岡市の例により統合する。負担金・分担金の単価は、合併時は現行どおりとし、新たな認可区域については、合併後に検討する。融資斡旋利子補給は合併時は現行どおりとし、合併後5年を目途に再編する。

3、農業集落排水事業については、合併時に盛岡市の例により統合、再編する。

4、浄化槽の補助については、補助基準は現行どおりとし、補助額は合併時に盛岡市の例により統合する。

以上の内容でご提案申し上げるものでございます。

資料の方、27ページでございます。このつづりの方でお願いいたします。修正後の資料につきましては、31ページ、32ページ部分が修正になりますので、よろしくお願いま

す。

まず、お手元のつづりの方の資料でございますが、27ページ、上水道事業の概要でございますが、行政区域内人口と給水人口、その中の給水人口が幾らあるかということで、その割合から出しますと、普及率が盛岡市の場合は98.3%、玉山村が64%となっております。それから、有収率、供給単価、給水原価ということで、それぞれお示しいたしております。

それから、主要な施設ということで、水源、市の場合は7カ所ということで、河川が、米内川とか中津川など4カ所、ダムについては綱取ダムなど2カ所、それから、28ページの方ですが浅井戸1カ所、そういった内訳になっております。それから、玉山村の場合の水源は8カ所ということで、28ページの方でございますけれども、井戸が4カ所、湧水が4カ所というような内訳になっております。

28ページでございますが、料金の徴収方法でございます。これは、水道料金、市の方は隔月・毎月徴収、玉山村の方は毎月徴収ということでございます。それで、口座振替、納付書払いという方法でございますし、コンビニエンスストア納入ということで、市の方は平成16年10月から実施しております。徴収方法に相違があるということでございますが、市の例により統合すると。ただし、コンビニエンスストアの納入については、システムの統合等もございますから、合併後5年を目途にいたしまして、市の例により再編させていただくという方向でございます。

それから、29ページでございますが、検針業務でございますが、毎月検針、これは、集合住宅とか大型の住宅の場合は毎月検針をし、集金も毎月ということになります。それから、隔月検針、これは、一般住宅の場合は隔月検針ということでございまして、それぞれ相違があるわけでございますが、市の例により統合するという形になります。

30ページをお願いいたします。

上水道の工事指定業者でございますが、現在、盛岡市の場合、この指定業者が161業者、玉山村の場合64業者ということでございます。合併時に、市の例により統合するという形になります。

補助・融資制度でございますが、補助制度、それから融資制度、市の方はそれぞれこのような制度がございます。そういったことで、玉山村の方も利用できるような形という意味で、市の例により再編するという方向でご提案申し上げるものでございます。

31ページ、下水道の関係でございます。

まず、計画概要でございますが、これは、盛岡広域都市計画として盛岡市、玉山村、いずれも広域都市計画の一員でございますので、公共下水道事業計画、目標年度、いずれも平成32年を目標にして整備を進めているという状況でございます。それで、整備率でございますが、80.9%、玉山村の場合54.8%。認可区域の中でどのくらい整備されているかという割合であらわしているものでございます。

備考の方に汚水処理普及率というものを示しております。平成15年度末の現況ということで、盛岡市の場合91.6%、玉山村の場合44.3%という普及率の状況でございます。これは、公共下水道事業だけではなくて、それに農業集落排水事業の処理区域も合わせた普及率という数値でございます。

料金徴収方法でございますが、市の場合は、毎月または隔月納入通知を出している。そして、収納でございますが、事業所とか、集合住宅とか、そういったものは毎月、それから、隔月の場合は一般家庭ということになります。玉山村の場合は毎月徴収ということで、料金収納方法に相違がありますが、市の例により統合させていただくという方向でございます。

それから、32ページでございますが、下水道の分担金・負担金でございます。地積割、盛岡市の場合、平米当たり420円、玉山村の場合、平米当たり260円。納付方法は、盛岡市の場合3年分割、玉山村の場合5年分割ということで相違がございます。そういったことで、設定されている単価については合併時は現行どおりとする。そして、新たな認可区域については、合併後検討するという方向でございます。それから、納付方法とか納期については、市の例により統合するという形でご提案申し上げるというものでございます。

それから、融資斡旋利子補給ということで、水洗化の融資斡旋の制度ということでございますので、水洗化率を高める趣旨で行っているものでございます。これは、合併時は現行どおりとして、合併後5年を目途にして再編するというご提案申し上げるものでございます。

33ページ、下水道の工事指定業者ということで、これは、下水道法で工事は決まっております。そういうことで、指定工事店での工事ということになります。盛岡市の場合指定数が132社、玉山村の場合66社ということになりますけれども、市の例により統合する。

それから、農業集落排水でございますけれども、料金徴収方法、いずれも納入通知でやっているということです。ただ、世帯人員の基準日の確認が、市の場合は4月と10月の2

回っております。玉山村の場合は4月1回ということの違いがございます。それから、分担金の付加でございますが、市の場合は区域ごとに設定するという事で24万円でございます。それから、玉山村の場合は一律設定ということで30万円という形でございます。合併時に、市の例により統合する、そういう方向でございます。

融資斡旋利子補給、これは市の方は下水道法に同じ利子補給がありますので、市の例により再編するという事で、利用しやすくなるということになると思います。

34ページでございますが、浄化槽についてでございます。これは、国、県、市がそれぞれ補助を出して、それから、自己負担もあります、そういった制度でございます。いずれも同じ制度でございますので、市の例によって統合するという形でご提案申し上げるものでございます。どうぞよろしく申し上げます。

谷藤会長 ただいま協議第27号 上下水道事業について説明がありました。この件につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思っております。

この件につきましては特にございませんか。特にないようでございますので、協議第27号 上下水道事業については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして協議第28号 文化・芸術振興事業について、事務局から説明願います。

藤原事務局次長 35ページをお願いいたします。

文化・芸術振興事業の取扱いについて、次のとおりご提案を申し上げます。

1、芸術文化協会については、合併時は現行どおりとし、合併後、統合するよう調整に努める。

2、芸術祭については、地域の創作発表の場を存続しながら、統合した芸術祭を開催する。

3、郷土芸能保存団体については、合併時は現行どおりとし、合併後、再編の調整に努めることとする。また、補助金は、合併後3年を目途に盛岡市の例により統合する。

4、指定文化財については、玉山村の指定文化財は、そのまま盛岡市に引き継ぐこととし、合併後の指定は、統一した基準で対応する。また、補助金は、合併時に盛岡市の例により再編する。

5、文化財保護審議委員会については、合併時に盛岡市の制度に統合する。  
という内容で提案するものでございます。

資料のご説明をいたします。36ページでございますが、芸術文化協会につきましては、それぞれ加盟団体数、市の場合171団体、玉山村の場合45団体ということがありますが、任意団体でございますので、合併後に統合するように調整に努めるということで、市の方も間に入ってそういった努力をさせていただくという調整方向でございます。

それから、芸術祭ですが、それぞれ両市村でさまざまな芸術活動発表の場ということで、こういった芸術祭を開催しているということでございます。これまでどおり地域の創作発表の場を存続しながら、統合した芸術祭を開催するという方向でございます。

文化会館については、市民文化ホール、姫神ホールとそれぞれ施設がございます。ただ、市の場合には文化振興事業団に委託している、それから平成18年4月から指定管理者制度に他の公共施設も移行するという検討を今進めている状況でございます。そういったような課題もございますが、まず、現行のまま市に引き継ぐという方向でございます。

それから、37ページでございますが、郷土芸能保存団体ということで、合併後もこれらの文化、伝統については保存するという大事な取り組みになります。合併時は現行どおりとして、合併後、連絡協議会の再編の調整に努めていくということでございます。

補助金の交付については、合併後、3年を目途に市の例により統合するという方向でございます。

それから、文化財保護でございますが、それぞれ国指定、県指定、市村指定という文化財がございます。これはそのまま盛岡市に引き継ぐ。それから、合併後の指定基準については、統一した基準で対応していくという方向でございます。

それから、38ページでございます

埋蔵文化財包蔵地ということで、盛岡市504カ所、玉山村の場合236カ所という箇所がございます。主に開発行為の関係で、事前協議の中でそういった埋蔵文化財の調査とかそういった関係が出てまいりますけれども、開発対応基準を統合して対応していくという形でございます。

それから、文化財保護審議委員会でございます。これは専門家の方々をお願いしてやっていくということでございます。合併時に、市の制度に統合する。

それから、歴史民俗資料館、これは現行どおりということでのご提案でございます。

どうぞよろしくお願いたします。

谷藤会長 ただいま協議第28号 文化・芸術振興事業ということについて説明がありましたが、この件につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思ひます。

それぞれの地域で<sup>はぐく</sup>育んできた文化・芸術というものをそれぞれ大切にしながら取り組んでいく、そしてまた、統一したものでの芸術祭みたいなものも新たにつくり出していくというようなことも含まれてきておりますけれども、この部分につきましてはよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 それでは、協議第28号につきましては、原案のとおり承認することとさせていただきます。

それでは、協議第29号 社会教育事業について、事務局から説明願ひます。

藤原事務局次長 お手元の39ページをお願いいたします。

社会教育事業の取扱いについて、次のとおりご提案申し上げるものでございます。

1、社会教育委員、公民館運営審議会委員、図書館協議会委員及びスポーツ振興審議会委員については、合併時に盛岡市の制度に統合することとし、定数等は、合併時まで調整する。また、文化会館運営委員については、現行どおりとする。

2、成人式については、合併時に盛岡市の制度に統合する。

3、公民館講座については、現行どおりとするが、全域を対象とする事業及び受講料、講師謝金は平成19年度を目途に盛岡市の例により統合する。

4、生涯学習推進体制については、合併時に盛岡市の例により統合することとし、推進計画は平成19年度を目途に見直すものとする。

5、社会教育事業については、平成18年度を目途に盛岡市の例により統合する。

6、中央公民館については、盛岡市の中央公民館を中央公民館とし、他の館は名称を変える。使用料は合併時に再編する。

7、地区公民館については、現行どおりとし、使用料は合併時に再編する。

8、図書館については、現行どおりとする。

9、スポーツ振興事業については、合併時は現行どおりとし、合併後3年を目途に再編する。

10、社会体育施設については、合併時は現行どおりとし、減免基準は合併後5年を目途に盛岡市の基準に統合する。

11、学校施設開放については、合併時は現行どおりとし、合併後5年を目途に盛岡市の

制度に統合する。

12、体育協会については、合併時は現行どおりとし、合併後に統合するよう調整に努める。

以上の内容でご提案申し上げるものでございます。

資料ですが、40ページをお願いいたします。

まず、社会教育委員でございますが、それぞれ市19人、玉山村16人ということで委員がございまして、定数、任期、報酬が異なっている状況にございます。それから、公民館運営審議会委員、これも委員数17人、玉山村16人。これは、玉山村は社会教育委員と兼務しているといったこと。それから、報酬も年額、日額の違いがございまして。これらについては、合併時に、盛岡市の制度に統合するが、定数については、合併時まで調整するという内容でございます。

それから、文化会館運営委員でございますが、委員は、玉山村で10人ということでございます。管理運営方法が異なるということでございますので、現行どおりとする。

それから、図書館協議会委員ということで、これも委員数、報酬が異なっております。合併時に、市の制度に統合するが、定数については、合併時、平成18年1月10日までに調整するという方向でございます。

それから、41ページでございますけれども、成人式。それぞれ冬の成人式、夏の成人式ということでやっておりますが、合併時に盛岡市の制度に統合するという内容でご提案申し上げます。

それから、公民館講座、住民の方々の学習機会、情報の提供に努めながら、住民のサービスが低下を生じないようにするという内容で、それぞれ公民館でやっているものは存続する。それから、全域を対象とする事業については、平成19年度を目途に市の例により統合するという方向でご提案申し上げます。

42ページでございますが、生涯学習推進体制ということで、市の場合、生涯学習推進本部を設置してやっておりますし、玉山村の場合は、生涯学習推進委員会を設置してやっているということで、推進体制が異なるわけでございますが、合併後も充実を図るという形が必要になりますので、合併時に盛岡市の例により統合する。それから、推進計画は、平成19年度を目途に、両市村が対応できるような形で見直していくという方向でございます。

それから、社会教育事業でございますけれども、社会教育法によってやっているという

ことですが、その内容とか方法、推進体制が異なっておりますが、平成18年度を目途に、市の例により統合するという方向でございます。

公民館でございますが、中央公民館がそれぞれあるわけでございますが、市の方を中央公民館としまして、他の館は名称を変えるという調整方向でご提案申し上げるものでございます。

利用時間等は異なりますが、現行どおりとするという方向でございます。

それから、43ページ、地区公民館でございますけれども、施設数がそれぞれ、盛岡市、区公民館が4館、地区公民館3館、玉山村は3館ということでございまして、盛岡市の場合、職員が全部で45人という状況でございます。玉山村の場合は非常勤の館長が3人、職員が2人、兼務職員の方1人ということで、出張所を兼ねている。市の方も出張所の方を兼ねている職員もでございます。そういったことがあります。現行どおりとするということでございます。

それから、利用時間と休館日は現行どおりとする。使用料については再編するというような形でございます。

44ページですが、図書館については、図書館の施設、それから移動図書館、移動図書車、現行どおりとして、サービスが低下しないようにする。

それから、スポーツ振興審議会委員につきましても、他の社会教育委員とかと同じように、合併時に、市の制度に統合する。ただ、定数等については合併時まで調整するという方向でございます。

体育指導委員も同じような調整方向。

それから、スポーツ振興事業ということで、それぞれスポーツ大会がございます。玉山村の場合は、啄木の里ふれあいマラソン大会といったような各種事業もやっております。類似事業の整理は必要となるわけでございますが、合併時は現行どおりとして、3年を目途に再編していくというような方向でございます。

46ページ、社会体育施設ということですが、これの施設の内訳は、47ページ以降、49ページまでありますので、後ほどお目通しいただければと思っております。

それから、学校施設の開放についても、開放方法が異なっておりますが、合併時は現行どおりとして、5年を目途に市の制度に統合するという考え方になります。

体育協会については、任意団体というような関係もございますので、合併時は現行どおりとして、合併後に、統合するように調整に努めるという方向でご提案申し上げるもので

ございます。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

谷藤会長 ただいま協議第29号 社会教育事業について説明がありました。ちょっと膨大な量でございましたけれども、これにつきまして、皆様方からご意見、ご質問をいただきたいと思えます。

それぞれ少し目を通していただきながら、何かございますれば。

村井委員 村井でございます。

ちょっと伺いたいんですが、玉山村では自治公民館、地区でどのぐらいの公民館がおありか、もしおわかりであれば、お伺いいたしたい。

沼田事務局次長 自治公民館の関係でございますけれども、本村の場合、39地区にそれぞれ自治公民館がございます。

村井委員 実は、盛岡市では自治公民館が170余ございます。そして、先ほどから説明のあったような生涯学習の会とか、地域における子供の健全育成、一般社会人の社会教育といったような活動をいたしておりますので、私は、直接自治公民館を経営してはおりますけれども、この自治公民館の活動の将来というのは、今非常に期待される自治活動だと思っておりますので、この公民館育成事業といったようなものは取り上げられないかどうか、それをお伺いいたしたいと思えます。

立花教育文化部長 教育文化部会の立花でございます。

今お話ありました自治公民館の育成事業ということですが、今のところは、活動資金とか、そういった形での助成だけにとどまっておりますけれども、いずれこういった住民の方の自主的な活動などを育成していくためにも、育成事業というようなことも今後検討していかなければならないだろうと思っております。

以上でございます。

村井委員 育成していきだろじゃなく、現代社会において非常に存在価値が高いと私は思うんですよ。ですから、将来なんて言わないで、合併時点で考えていきますといったような決意をお聞きしたいんですが、まずわかりました。

谷藤会長 他にございますでしょうか。

山本委員 盛岡市の山本です。

41ページの成人式ですけれども、合併時に統合するとなっておりますが、平成18年の成人式は1月8日の第2土曜日になると思えます。その場合に、玉山村は8月15日ですから、

そうした場合、盛岡市の成人式が終わってしまいます。盛岡市は前年度で二十歳になった人ですから、玉山村の場合どうかわかりませんが、もしここで終わってしまうと、玉山村の方が成人式に参加できなくなるのではないかとありますが、この辺のご説明をお願いします。

立花教育文化部長 盛岡市の成人の集いの方に統合するということでありまして、今お話のありましたとおり、合併が平成18年1月ということになれば、当然、この調整のとおりになれば、現在、玉山村の地域の方も盛岡市の成人の集いに参加していただくこととなりますけれども、それらについては参加できるような形で検討してまいりたいと思っております。現実には、玉山村の若い方々の中には、やはり高校が、盛岡の同級生が多いということで、どうしても盛岡市の成人の集いの方に参加したいという希望のある方も結構多いということも聞いておりますので、そういったことも配慮しながら考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

山本委員 それはそれだけけれども、合併は1月10日からするのに、1月8日の盛岡市の成人式に、ご案内等は、盛岡市が出すのか、玉山村が出すのか、その辺がはっきりしないと。来たい人はどうぞじゃなく、ご案内の仕方が、やはり村としての責任もあるでしょうから、この辺、合併前に一緒にやるんだということをきちんと統一しておかないと後々困ると思いますので。

立花教育文化部長 今のご提言の趣旨を踏まえて、前向きに検討してまいりたいと思っております。努力してまいります。よろしく申し上げます。

谷藤会長 他にございませんでしょうか。

合併後という調整が必要な部分も含まれてございますけれども、一応、この協議第29号につきましては、原案のとおり承認することとさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 ありがとうございました。

以上で協議事項は終了いたしました。ここで一旦、10分間ほど休憩をとらせていただいで、また続けさせていただきたいと思っております。

[ 休 憩 ]

谷藤会長 それでは、会議を再開させていただきます。

### ( 3 ) 説明事項

谷藤会長 続きまして、説明事項に入らせていただきます。

前回の第2回協議会では新市建設計画案について、第1章の序論から第5章の分野別施策の概要についてをご説明申し上げ、委員の皆様からさまざまなご意見をいただいたわけでございます。まちづくりのキャッチフレーズについては事務局にご意見をお寄せいただくことにいたし、計画内容に対する主なご意見としては、1つには、建設計画の中に中核市を目指すという表現をぜひ盛り込んでほしい。2つ目といたしまして、まちづくりの4つの基本理念の一つに、ぎょうにんべんの「自律」という言葉について、もっとわかりやすい言葉にできないかというようなご意見をいただいたところでございます。今回、それらを踏まえまして、修正した計画の施策部分について、まずご説明させていただきたいと思います。

事務局から説明願います。

事務局(佐藤) それでは、ここの説明は事務局主幹の佐藤の方から申し上げます。

修正部分ですので、余りお時間をとらずにご説明できると思います。よろしく願います。

資料は、新市建設計画(案)というつづりがございます。このほかにも、資料1とか2とかとございますが、それは順に説明いたしますので、とりあえずは、この資料の新市建設計画(案)というつづりをごらんいただければわかるような説明をしたいと思います。表紙には、1の序論から始まりまして7の財政計画というところまであります。6、7がふえた部分でございますけれども、まずは修正した部分ということで説明いたします。

1ページをめくっていただきます。会長の方からお話がありましたように、中核市ということ謳うのだ、それから、ぎょうにんべんの自律ではなくて、違う言葉をということが中心でございますけれども、1ページから説明いたします。

1ページの(1)の日常生活圏の広域化への対応につきましては、これは、ここの段落の下から2行目に「共に協力しながら」という説明文を加えて文章整理をいたしまして、これはご意見に対応するものではないんですけれども、わかりやすい表現に心がけて修正いたしました。

(2)で、中核市を明確に謳うというご意見に対応いたしまして、やはりここの段落の下から2行目に、中ほどでございますが、「中核市制度を活用し」と加えたものでございます。これに伴う前後の文章整理をいたしたものでございまして、まずは(2)のところの中

核市ということを出しております。

(3)、(4)は変わりませんので、すみませんが、もう1ページお開きいただきまして、3ページ、右側の方をごらんいただきたいと思います。

3ページ目、ぱっと目立つところでは、(1)自治能力の向上のところ、括弧書きではございますが「特例市から中核市への移行」ということをはっきり打ち出させていただきました。あとは、中身ですけれども、「新市では」と始まっておりまして、その2行目に「中核市への移行を目指します」としてございます。ここを加えまして、所要の文章の整理をしたということでございます。この段落の下から2行目に「自主的・自律的」ということで、ここに自律というものを残してはおりますが、どうせであれば、わかりやすくこの「自律」も整理してはどうかという意見も寄せられておりますので、これは次回にでも整理したいとは思っております。

それから、ここでの(3)新しいまちづくりというところがございます。ここは、「自律した地域産業」という表現がありましたのをカットいたしました。それから、求心力の説明を、一番下から2行目に「北東北の拠点機能を有する活力のある都市づくり」ということで表現してございますし、それから、中核市を目指すといったときに、前の文章では「中核都市」という言葉がありまして紛らわしいので、意味はこうということでございますけれども、そういう整理をさせていただきました。

このページの説明を終わります。

恐れ入りますが、ずっとめくっていただきまして、38ページをお開きいただきたいと思います。

38ページは、第4章 新市の目指すべき将来像という章でございます。ここは、この4つの基本理念の中の「自律」ということが問題となりましたので、まず「創造」と変更させていただきました。ともに力を合わせて1足す1が2以上になるように、例えば、いろいろな地域資源を組み合わせるんだということもございますので、非常にクリエイティブだと、まさにそういうことですから、創造と変えさせていただいたものでございます。それに伴う変更をこれから説明いたします。

まず、ここの変更の兼ね合いで、四角い立体の箱の一番上に交流というものがございます。かつては、この交流のところはかなり産業もまじってございましたので、それは創造のところに取りまとめまして、1番目は、「人と人の信頼と思いやり、地域への誇りなどを共通の思いとし、多様な主体の参画により、新たな交流と協働を推進するまち」と整理

させていただきました。

最後は創造ですが、「既存産業の高度化や新産業の創出を支援するとともに、産業・観光など様々な情報を発信し、多くの人を引き付ける活力のある未来を創造するまち」とさせていただいたものでございます。

隣の39ページは、この4つの理念に対応いたしまして、(1)から(4)まで新市の将来像の内容を述べたものでございますけれども、その整理に伴う変更でございます。(1)と(4)を説明いたします。

交流の方を、かつては産業部分も大分まじっていたので、創造にまとめて整理したと説明いたしましたけれども、それに伴いまして、(1)の人・もの・情報が交流するまちづくりにおきましても整理させていただいたものでございます。産業部分を(4)に移したということもございますけれども、ここは、地域に住み、地域で活動する人々が協働して、いつまでも住み続けられるまちを目指すということですが、結局は、条件はそろっているんだ、あとはみんなで頑張りましょう、そういったところになるのかなと思います。

(4)は創造に変えましたから、「にぎわいと活力を創造するまちづくり」という表現に変わってございますけれども、「多くの人を引き付ける元気なまちづくりに向け、高度な都市機能の集積を進めるとともに、魅力のある資源をいかし、地域産業の育成、農林業の振興、広域観光の推進、雇用の場の創出など、産・学・官の連携により、にぎわいと活力を創造するまちを目指します」としております。非常に世の中は大変ですけれども、この合併を機に頑張ってください、そういう内容になるのかなと存じます。

恐れ入りますが、もう1ページお聞きいただきたいと思います。

ここは新市将来像でございます。前回、いろいろ案を出させていただきまして、それから事務局にご意見もお寄せいただいたところでございます。ここに対するご意見というのは少ない状況でございますけれども、実は皆様から、やっぱり市村の将来を謳うのであれば、活力という、元気の出るようなことをやってはどうかというご意見がありました。そこで、私たちはそういう意見を総合いたしまして、「活力に満ち、詩情あふれる新県都」とさせていただいたものでございます。活力に満ち、合併を機にこれを頑張るんだというものもありますし、啄木というすごく大事な資源もありますが、賢治も玉山村の農家に泊まって姫神周辺を地質調査したという地元紙の記事が夏に載っていましたし、啄木、賢治それぞれ共有できるものがあるのかなと思います。「活力に満ち、詩情あふれる新県都」ということで提案させていただきたいと思います。

恐れ入りますが、53ページをお開きいただきたいと思います。ほぼ最後の方になります。

ここは、7、健全な財政運営と自治能力の向上という項でございます。ここは、かつて3項目うたってございました。ですけれども、中核市ということをごここで入れるがために、(1)の自治能力の向上ということをつけまして、「より多くの事務を担うことができる中核市に移行することにより、行財政の効率化に努めながら、住民にもっとも身近な行政として、多様化するニーズに的確に対応できるよう自治能力の向上に努めます」とさせていただいたものでございます。

もう1ページお開きいただきたいと思います。ここは修正部分ではありませんが、ここまでが1区切りですので説明させていただきます。

この第6章の公共的施設の適正配置と整備というくだりは、合併特例法で、いわゆる公共施設の統合整備の方針についても謳ってくださいということがございますので、このように、結論を言うと、適正かつ効率的な施設の整備と管理運営を進める。いろいろ地域事情も考えながら、適正かつ効率的な施設の整備と管理運営を進めますという一般的な表現になっております。

ここまでが、これまでの意見を踏まえたもの、あるいは文章整理をしたものということで、説明させていただいたものでございます。よろしくお願ひいたします。

谷藤会長 ただいまは新市建設計画案についての第1章から第5章まで、それぞれご指摘いただきました部分の修正を加えたものでございますけれども、さらに第6章の部分にも踏み込んでございます。

これまでの説明につきまして、皆様からご意見、ご質問等をいただければと思います。

キャッチフレーズについては、この間の第2回協議会の後にも事務局にもそれぞれの声をお寄せいただいたとは思っているわけでありましてけれども、その中で、それぞれよさそうだといいですか、そこを整理してご提案させていただいているものだとは思いますが、この辺も含めましてご意見をいただければと思います。

寺口委員 お聞きいたしたくて発言するものでございます。というのは、どこに属するかということも定かではないわけですが、分野別施策の概要というところの中の2の(2)の福祉の充実、46ページです。この福祉の問題についてちょっとお尋ねしたいことがあるんです。

と申しますのは、私は玉山村の福祉協議会の役員を仰せつかっておる者でございます

て、去る10日でございましたか、県下の市町村の役職員セミナーがございまして、それに参加したわけですが、その席で、市町村合併問題に連動している県下の法定合併協議会を現在立ち上げている自治体では、福祉協議会の合併も進んでいるように県の社協の方から説明を受けたわけでございます。それで、きのう玉山村福祉協議会の役員会がございましたが、その席上で会長さん、事務局長さん、何らそんな話を承っていない、こういうことだったので、盛岡市、玉山村では福祉協議会の合併はないものか、あるとするならば、いつの時期に、どなたがそうしたような主導とか働きかけをするものであるか、その辺についてお伺いしたいと思います。

藤原事務局次長 社会福祉協議会の関係でございますよね。

任意合併協議会の段階でも、社会福祉協議会については、1自治体1団体といったことになりますので、合併時に統合するというご提案させていただいております。今度の法定協議会の調整方向では、今まだ提案はされておられませんけれども、いずれ法律の関係で1自治体1団体と申しますか、そういった形になりますので、そういった方向で法定協議会でも提案させていただくことになりますので、どうぞよろしく願いたします。

谷藤会長 まだ協議項目にはその部分が入って来ておりませんが、今後の協議の中で、その問題もテーマになってくるだろうと思います。

これはいつの協議会に提案されますか。

藤原事務局次長 提案ですか。来年になりますけれども、4回目か5回目というか、ちょっと漠然として申しわけないんですが、一応、12月24日までに専門部会の調整方向を締め切りにしておりますので、その辺の出方を見まして、4回目、あるいは5回目というご提案させていただきたいと考えております。

寺口委員 関連でございますが、そういたしますと、この合併協定項目が出た時点において、合併だよということに今後なるということなんですが、そうした場合、どこの機関が、あなた方は合併しなさい、合併協議会を設けなさいと。合併するとすれば、平成18年1月が合併期日になっておるわけでございますが、その後でもその合併協議をしていいものですか、それとも、その期限までに福祉協議会も合併しなければならないということになっておるのか、その点をお尋ねしたいと思います。

沼田事務局次長 玉山村の福祉協議会の関係でございますので、私の方から答えさせていただきますけれども、実は、3市町村の合併協議会の際に、当然、この社会福祉協議会の関係についても協議項目の中にあつて、そこで、本村の担当課であります健康福祉

課から、社会福祉協議会の事務局の方には、当然、合併した場合にはどのようなことになるかということの話はしておるところでございます。それらの協議を踏まえて、当然、1市町村に1つの社会福祉協議会ということになっておりますので、そのことについては協議がされて、それで前回は任意協議会の調整方向が、合併時に統合するというような調整の方向になっておるところでございます。

以上でございます。

谷藤会長 よろしいですか。

他にございませんでしょうか。

斎藤委員 盛岡市の斎藤ですけれども、そもそもこの合併につきましては、北東北の拠点都市を目指すということで広域の6市町村に協議をして始まったわけでございますので、今度、玉山村ともし合併ができれば、中核市ということでさらにパワーアップするわけでございます。この中には、そちこちに少しずつは書いてございますけれども、広域連携の推進というよりも、それも大事でございますが、さらに他の町村とも合併を進めるんだ、玉山村との合併が終わった後も、これをはずみとして、さらに合併を進めて、真の意味の北東北の拠点都市にしようというような表現があってもいいのではないかと思うんです。できれば玉山村の委員の方のご意見をお聞きしたいと思うわけでございます。

谷藤会長 玉山村の委員さんの方からこれに対するお考えをということでございますが、どなたか、この件につきましてお考えを述べていただく方はおられますでしょうか。

じゃ、議長さん、代表でひとつ。

嵯峨委員 玉山村の嵯峨でございます。

今の斎藤委員のご提言であります。すばらしいものだなと受けとめました。やはりそうだと思います。今、盛岡市と玉山村、かつてと申しますか、過去には玉山村ではなくて、滝沢村とかなんとか、その後には6市町村となったわけですが、いずれ矢巾町の議長さんと他の会合でお会いしたときも、もう何か合併しなければならなくなったような感じの発言をしておられました。「はあ、これ、合併したくなかったのかな」というように思ったわけですが、いずれそれはそれといたしましても、将来的には斎藤委員のおっしゃるとおりの進め方が正しい方向であろうと私自身は思います。

以上で終わります。

谷藤会長 ありがとうございます。

いずれ、この盛岡市と玉山村との合併が成功して、いい方向に向いて、地域が発展して

いくという姿を見る中で、将来大きく枠組みがさらに充実していくということにつながるんだと思っておりますので、この信頼関係の中での成功というものが今最も大切なことだろうと。それを踏まえて、あの地域と一緒に頑張っていこうというようなさらなる動きが将来的に生まれてくることを、私も大いに期待もいたしたいと思います。

他にございますでしょうか。

それでは、これは特に決議事項でもございませんけれども、今、事務局の方でそれぞれご指摘をいただいた部分につきまして文言整理等もさせていただきましたので、このものを基本といたしまして進めさせていただきたいと思います。

もう一つ、このキャッチフレーズも載っておるわけですが、この辺についてちょっと、どんな感じでしょうか。前回の会議の後にも、それぞれお気づきの点、そしてまた、帰り際にふと思いついた何かすばらしいものがあったかもしれません。それらを恐らく事務局の方にもその声をお寄せいただいたと思いますけれども、それを踏まえて提案をさせていただいているものだと思いますが。

まだまだいろいろな声もあろうかと思いますが、いずれ皆さん方の、日ごろから一緒になって、活力に満ちたこの地域をつくっていくんだという思い、そしてまた、それぞれ玉山村、盛岡市の持っている詩情豊かなものも盛り込ませていただいているものだと思っております、**「活力に満ち、詩情あふれる新県都」**ということでございますけれども、今後、これをベースにして進むということをご了承いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 ありがとうございます。

それでは、今後進める中で、この文言がかなり頻繁に出てくるかと思っておりますけれども、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、同じ新市建設計画の第7章の財政計画の方に入ります。事務局から説明願ひます。

泉山事務局長 事務局の泉山でございます。

私の方から、前回と今回、2回にわたりまして新市建設計画案のご説明も申し上げまして、ご意見を伺ったところでございますが、これにさらにつけ加える分といたしまして、分野別施策の主要事業、それから、具体的な財政計画、これが必要になってまいります。

それで、今回、55ページから財政計画の基本条件ということで示させていただいておりますけれども、これは、従来からお話し申し上げておりますが、当面、合併特例債が10年

間活用できる期間となっております。さらに、地方交付税が10年、さらには5年ということで段階的に減っていくということで、15年間の財政計画を示すことにしております。それで、現在足りない分、いわゆる分野別施策の主要事業と具体的な財政計画につきましては次回にご説明申し上げたいと思っておりますので、現在の取り組み状況の説明をさせていただきます。いずれ次回には完成品といいますが、この新市建設計画の完成全体像という形での完成品をお示ししたいということを考えているところでございます。

それで1つ、分野別施策の主要事業の考え方につきましては、別途、資料1で1枚ものの資料を差し上げてございます。1枚でございますので、どこかに紛れているかもしれませんが、資料1、新市建設計画に盛り込む主要事業の選定についてということで、現在、市と村の方でそれぞれこの主要事業の選定について取りまとめを進めているところでございます。いずれ、新市建設計画における主要事業、これは、ここにも、1のところに位置付けに書いてございますが、新市において実施するすべての事業を記載するものではなく、新市のまちづくりにとって重要な事業を選定することとして、それにつきましては、ハードのみならず、ソフトも含めますということでございます。

具体的に盛り込む主要事業とはということで、2の(1)に書いてございますけれども、新市建設計画策定基本方針に基づく住民福祉の向上を目指す次の事業ということで、1つは、新市の一体化と均衡ある発展に資する事業、2つとしては、2市村の総合計画等に位置づけられており、合併後も必要と認められる事業ということです。

具体的には(2)の方に書いてございますが、新市建設の根幹となる事業、新市の都市機能を高めるための事業、新市の一体性を高めるための事業、新市の均衡を図るための事業という具体的な選定基準を定めまして、市村それぞれ、さらには連携を図りながら、今、具体的な取りまとめ作業を行っているところでございます。この主要事業につきましては、基本的には、合併特例債の活用も視野に入れて選定するというにしておりますので、それらとの調整ということも最終的には必要になってくるところでございます。

それらの主要事業を積み上げまして、それから、従来からお話をしておりますけれども、いずれ歳入歳出、そういうものも現在の行財政構造改革の中で、非常に厳しい状況ではございますが、固いものとしてまとめ上げまして次回にご説明申し上げたいと考えているところでございます。現在の段階ではまだ、市村それぞれのところでちょっと取りまとめという段階でございますので、今回お示しすることができなかったところでございます。

れども、次回には提案したいと考えております。それで、それらを含めまして新市建設計画ということになりますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

それで、先ほど、これまで2回にわたっているいろいろこの新市建設計画についてご説明申し上げました。なお、今日もいただいたご意見も踏まえますとともに、さらに皆様の方からいろいろご意見をお寄せいただければ、それも踏まえた形で、先ほどお話しした財政計画等々と一緒に、次回またご説明をさせていただくということにしたいと思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

以上でございます。

谷藤会長 ただいま第7章について説明をしましたが、この件につきまして何か、今回ということではなくて、次回、完成品という形のところに持っていってお示ししたいということですが、この際、前もって、どういうところを盛り込んでおいた方がいいとか、またさまざまご意見があれば、今のうちに出しておいていただければと思います。

また、今この機会でなくても、ぜひ事務局の方にまたそれぞれ、どうなっているんだとか、こういうものを盛り込んであるかとか、そういう部分をもし確認する必要があるとすれば、ぜひ事務局を通じて 次回には、ある程度完成品に近い状態のものをお示しすることにもなっていくと思いますので、できれば早いうちに、それぞれ確認もしながら、ご意見を述べていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

#### (4) その他

谷藤会長 特にないようでございますれば、それでは、ほかの項に移らせていただきます。

この際、皆さんの方から何かございますれば、その他ということでございますが。

立花教育文化部会長 教育文化部会の立花と申します。

先ほどの成人の集いについて、訂正とおわびを申し上げさせていただきたいと思いません。

盛岡市の成人の集いの開催日を、私、合併後に開催すると勘違いしまして、先ほどのようなご答弁を申し上げたんですけれども、確認した結果、平成18年1月9日に成人の集いが終わっている、つまり前日に終わっておりますので、その年度は玉山村も盛岡市も成人の集いは終了していることになります。したがって、実質的には、この成人の集いは翌年度、つまり平成19年1月に統一して一緒にやっていくことになってございます。

それで、対象の年齢でございますが、盛岡市の場合は学年を単位に、同一年度に生まれた方を対象にその年度にやっているものですが、玉山村の方がちょっと今、確認する必要があるということでございますので、いずれ、そこいら辺を確認しながら、あわせて調整して詰めてまいりたいと思っております。

以上でございます。大変申しわけございませんでした。

谷藤会長 よろしいでしょうか。予定では、平成18年1月10日が合併期日となっておりますので、前の日に成人式が終了しているということでございますので、正式に一緒にというのはもう1年先ということになるだろうと思います。まだ時間がございますので、その辺を確認しながら、どういう形で、既に若い人たちは、学校も、友人関係も含めて、盛岡の方に出たり、お互いに交流は進んでいるようですが、その辺、連絡をとらせていただきながら、またご報告する機会があればさせていただきたいと思っております。

他にございませんでしょうか。

船越都市整備部会長 都市整備部会の船越でございます。

すみません、お疲れのところ、お時間をちょっとおかりしたいと思っております。

先ほどの寺口委員さんのご質問で、事業費の漏れがございましたので、ここでご報告申し上げますが、協議事項の22ページをお願いいたします。

22ページの、現在盛岡市で公共施行中の事業費をお知らせしたいと思っております。浅岸地区が135億7,200万円、太田地区が243億6,000万円、西口地区が357億500万円、都南中央第三地区が103億9,800万円、道明地区が178億2,000万円、トータルで1,018億5,500万円となります。

正確ではございませんが、現在は約4割前後が終わっているものと存じております。

大変失礼いたしました。

谷藤会長 今、それぞれの区画整理事業の数字が出ましたけれども、まだ4割ぐらいが今進捗しているという段階でございます。

他にございませんでしょうか。

特にないようでございますれば、この辺で会議を閉じさせていただきたいと思っております。

以上で第3回盛岡市・玉山村合併協議会のすべてを終了いたします。ありがとうございました。

#### 4 閉 会

司会 長時間にわたりましてご審議いただきましてありがとうございます。これで閉会  
といたします。

ご苦労さまでございます。

午後 4時31分